

建設工事の制限付一般競争入札（電子方式）等に関する質疑応答集

質 問	回 答
入 札 参 加 資 格 登 録 等 （ 業 者 登 録 ）	
1 明石市に競争入札等参加資格の申請を行い登録されました。その時点で公告されている案件にすぐ入札参加申請できますか。 また、過去に一度登録をしていたが更新を忘れてしまい、再度登録した場合はどうなりますか。	明石市の入札参加資格者名簿に初めて登録された場合は、登録されている期間が通算して3年以上有していないと、財務室契約担当発注の建設工事に係る制限付一般競争入札に参加することができません（明石市の入札参加資格者名簿に初めて登載されたのが平成13年度以前である場合を除く。）。 また、再度登録した場合は、過去に通算して3年以上登録していたことが確認できる書類、もしくは平成13年度以前に登録していたことが確認できる書類（共に受付票等）を提出した場合に限り、入札への参加を申請することができます。
2 経審情報の変更を電子入札システムの業者情報管理システムで行い、工種の追加を申請しました。その時点で、追加申請した工種の工事案件が公告されている場合、すぐに入札への参加を申請することはできますか。	入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に入札への参加を申請することが可能になります。 なお、名簿の更新は2か月（偶数月）毎に行っていますので、質問の場合、すぐに入札への参加を申請することはできません。
3 入札参加要件で工種のみを指定し、総合評定値の点数の指定がない場合には、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）に記載がなくても入札への参加を申請できるのですか。	平成16年3月1日施行の建設業法の一部改正により、総合評定値（P）については任意申請となりましたが、明石市の入札に参加するためには、入札への参加を申請するときに有効な総合評定値（P）が明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている必要があります。 なお、総合評定値（P）がない（0点）場合は、電子入札システムの業者情報管理システムに登録することはできません。
4 当社に新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届きましたが、旧の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限がまだあります。 経審情報の変更申請はいつ行えばよろしいか。	新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届いた場合は、直ちに電子入札システムの業者情報管理システムにより新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を添付し、経審情報の変更申請を行ってください。 なお、電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている経審の有効期限が切れている場合は、入札への参加を申請することができませんので、ご注意ください。
5 新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）を、電子入札システムの業者情報管理システムにより変更申請しましたが、いつから反映（有効）されますか。	新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）の反映時期については、変更申請してから約1週間で反映されます。 総合評定値（P）は入札参加申請において重要な要件ですので、公告日から入札参加申請期限までの間に経

		営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出する際は、特にご注意ください（市内業者における土木一式工事及び建築一式工事においては、「総合評定値（P）＋品質評価点＝品質評価合計点」による入札参加申請となります。品質評価合計点における総合評定値（P）についても上記と同様です。）
入 札 参 加 申 請		
6	電子入札システムから入札への参加を申請しようとしてしますが、「提出」ボタンが表示されず申請できません。どうすればよいでしょうか。	公告文で定める入札参加要件のうち、①所在地区分、②明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている経営事項審査の有効期限、③工種及び許可区分（一般・特定）、④品質評価合計点・総合評定値、⑤明石市入札参加資格者名簿（建設工事）への登録期間（通算３年以上）、⑥指名停止期間でないことを全て満たしていないと入札への参加を申請することができませんので、電子入札システムの業者情報管理システムで登録内容を確認してください。 なお、入札参加申請がない場合は、入札書を送付することができませんのでご注意ください。
7	入札への参加を申請して受付票を受理しましたが、入札書を送付しないことはできますか。	入札への参加を申請して受付票を受理した場合において、入札書を送付しないことは可能で、電子入札システムによる辞退届の提出は任意とします。 なお、入札書を送付した後は、辞退、撤回はできませんのでご注意ください（49 参照）。
市 税 の 完 納		
8	公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は明石市税の納税義務がありません。この場合には、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができないのでしょうか。	納税義務がない場合は、完納しているとのみなしますので、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができます。 ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社、支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、受任者（支社、支店等）のほか、本社・本店等も開札日の前日までに明石市税を完納する必要があります。
9	公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。 開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札参加要件を「明石市税を開札日前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後にかかわらず無効な入札となります。

水 道 料 金 の 完 納（水道局発注案件のみ）		
10	公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合は、入札参加申請を経た上で入札書を送付することはできないのでしょうか。	納入義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札参加申請の経た上で入札書を送付することができます。
11	公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。 開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。	入札参加要件を「明石市水道局の水道料金を開札日前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。
国 税 の 完 納 及 び 指 定 暴 力 団 員 等 に 関 する 誓 約 書		
12	公告文の入札参加要件に、国税の完納に関する記載がありますが、当社は間違いなく国税を完納しているのに、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」を送付する必要はあるのでしょうか。	「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」は、入札書を送付するときに必要となるものですので、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」の添付がない場合は、書類不備となり、無効な入札となります。 なお、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」の記載内容に不備がある場合についても、有効な誓約書が提出されたこととしないため、書類不備となり、無効な入札となります。
13	公告文の入札参加要件に、「開札日の前日までに国税を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。」との記載がありますが、契約締結期限までに提出する「国税の滞納がないことを証する国税の納税証明書」とはどのようなものですか。	「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とは下記の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF 形式を含む）でも可）に限る。）を指します。 ①個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと） ②法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

14	当社が落札者と決定されたため、国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、国税の滞納があったことが判明し、契約締結期限までに当該納税証明書を市に提出できませんでした。 この場合は、どのような取扱いとなるのですか。	落札者となった場合、当該落札者は契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を市に提出していただくことを入札参加要件としており、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」でもその旨を誓約していただいております。 このため、当該落札者が契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できない場合は、誓約内容に反することになり、入札参加要件を満たしていないにもかかわらず落札決定を受けたことになるため、当該落札者に対して、落札決定の取消し及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。
15	税務署との協議により、法人税を分納していますが、当社が落札者と決定されたため、税務署に国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、当該納税証明書を発行できないとのことでした。 この場合については、国税の滞納がないものとして扱ってもらえますか。	入札参加要件においては、落札者に契約締結期限までに国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを求めていますので、質問の場合においては、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないことになり、入札参加要件を満たさないこととなります。 なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書が交付されるかどうかについて疑義がある場合は、入札書を送付する前に税務署に確認しておいてください。 また、契約の相手方として決定されたにもかかわらず国税の滞納がないことを証する納税証明書を契約締結期限までの間に提出できなかった場合は、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。

所 在 地 区 分		
16	入札参加要件における市内業者等の所在地区分の考え方を教えてください。	入札参加要件における所在地区分は、以下のとおりです。 ①市内業者 ＝ 明石市内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ②準市内業者 ＝ 明石市内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ③県内本店業者 ＝ 兵庫県内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ④県内支店営業所業者 ＝ 兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ⑤その他業者 ＝ 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④までのいずれにも該当しない者
設 計 図 書		
17	設計図書を入手する方法を教えてください。	入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしてください。
18	他社から、特定の「工事の設計図書を入手したかどうか」という問合せがあった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。	設計図書の入手について、業者間で問合せ等を行うことやこれに応えることは、犯罪となる可能性もありますので、そのような行為は絶対に行わないでください。
配 置 技 術 者		
19	配置予定技術者が複数の資格を保有している場合において、配置予定技術者調書に記載する工種及び保有する国家資格等はどのようにすればいいですか。	発注された工事に適合する工種及び保有する国家資格等を記載してください。
20	建設業法第7条第2号に該当する者（実務経験による者）を配置予定技術者（主任技術者）とする場合、実務経験をどのように証明すればよいのでしょうか。	実務経験を持った主任技術者であることを証するためには、当該技術者が経営事項審査における技術職員名簿に登録されていることが必要であり、その写しを提出していただきます。 なお、当該技術者が経営事項審査における技術職員名簿に登録されていない場合は、無効な入札となります。 また、市内業者については明石市電子入札システム

		の業者情報管理システムにおいて技術者の登録義務があるため、あらためて配置予定技術者の実務経験を証する書類の提出は必要ありません。															
21	配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者は、契約締結までに変更できますか。	配置予定技術者については、落札者が落札決定日から契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、配置予定技術者変更申請書を提出した上で、発注者が認めた場合に限り、変更できます。															
22	配置予定技術者調書に記載する者は雇用予定なのですが、その者で参加申請できますか。	配置予定技術者は開札日において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者である必要があり、確認できない場合は、無効な入札となります。 また、市内業者にあつては明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録された技術者でなかった場合も無効な入札となります。 なお、明石市電子入札システムの業者情報管理システムへの登録申請時において3か月以上の雇用関係が確認できない場合は、技術者を登録することができませんのでご注意ください。															
23	現在配置中の技術者はいつの時点から、新たな配置予定技術者とすることができますか。	現在配置中の技術者については、当該技術者が現在配置されている工事の工事検査済証が入札参加者に届けられた日以後から新たな配置予定技術者とすることができます。ただし、当該技術者が現在配置されている工事及び、新たに配置予定とする案件が、専任を要する（求める）ものかどうかによって異なりますので、下表をご参照ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>入札書を送付する工事が専任を求める場合</th><th>入札書を送付する工事が専任を求めない場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該技術者が専任を要する工事に配置されている場合</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr> <td>当該技術者が専任を要しない工事に2件配置されている場合</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr> <td>当該技術者が専任を要しない工事に1件配置されている場合</td><td>×</td><td>○ ※1件まで可能</td></tr> <tr> <td>当該技術者が配置されている工事が無い場合</td><td>○</td><td>○ ※2件まで可能</td></tr> </tbody> </table> ※技術者を兼任する場合は、建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。	区分	入札書を送付する工事が専任を求める場合	入札書を送付する工事が専任を求めない場合	当該技術者が専任を要する工事に配置されている場合	×	×	当該技術者が専任を要しない工事に2件配置されている場合	×	×	当該技術者が専任を要しない工事に1件配置されている場合	×	○ ※1件まで可能	当該技術者が配置されている工事が無い場合	○	○ ※2件まで可能
区分	入札書を送付する工事が専任を求める場合	入札書を送付する工事が専任を求めない場合															
当該技術者が専任を要する工事に配置されている場合	×	×															
当該技術者が専任を要しない工事に2件配置されている場合	×	×															
当該技術者が専任を要しない工事に1件配置されている場合	×	○ ※1件まで可能															
当該技術者が配置されている工事が無い場合	○	○ ※2件まで可能															

24	配置技術者の専任を求めている案件であっても、配置技術者が兼任できる工事の件数に制限はありますか。	明石市では、専任を求めている案件であっても、技術者 1 人につき、兼任できる工事の件数は 2 件までとなります。 すでに 2 件の工事に配置されている技術者を、配置予定技術者として入札書を送付した場合は、無効な入札となりますので、ご注意ください。
25	技術者 1 人につき何件まで入札書を送付できますか。	入札書を送付する案件が技術者の専任を求めているものである場合は、手持ち工事のない技術者 1 人につき 2 件まで入札書を送付することができます。ただし、落札者となれるのは 1 件までです。 また、入札書を送付する案件が全て技術者の専任を求めているものである場合は、技術者 1 人につき複数案件の入札書を送付できます。ただし、落札者となれるのは最大 2 件までです（23 参照）。
26	同一開札日の 2 件の工事において、手持ち工事のない同じ技術者を配置予定技術者調書に記載して入札書を送付したのですが、その取扱いはどうなりますか。	入札書を送付した案件がいずれも技術者の専任を求めているものである場合は、開札時刻の早い方の案件のみが有効な入札となります。 入札書を送付した案件がいずれも技術者の専任を求めているものである場合は、当該入札は全て有効な入札となります。 入札書を送付した案件が技術者の専任を求めているものと技術者の専任を求めているものである場合は、技術者の専任を求めているものは無効な入札となり、技術者の専任を求めているものについては有効な入札となります。
27	同一開札日であつ配置技術者の専任を求めている工事 3 件以上において、同一の技術者を配置予定とした場合、その取扱いはどうなりますか。	技術者の専任を求めている工事に配置されている技術者を配置予定技術者として入札書を送付した場合は、当該入札は全て無効な入札となります。 既に 1 件、技術者の専任を求めている工事に配置されている技術者を配置予定技術者として入札書を送付した場合は、落札候補者となった案件の中で開札執行時刻が最も早い案件のみ審査上問題がなければ、落札者となりますが、残りの案件については失格となります。 手持ち工事のない技術者を配置予定技術者として入札書を送付した場合は、落札候補者となった案件の中で開札執行時刻が最も早い案件から順に、審査上問題がなければ 2 件に限り、落札者となります。

28	同一開札日でかつ配置技術者の専任を求めている案件2件以上において、手持ち工事のない同一の技術者を配置予定とし、2件以上の案件で落札候補者となった場合は、落札候補案件の中から落札する案件を選ぶことはできますか。	落札候補者が落札する案件及び案件数を選ぶことはできません。 なお、手持ち工事のない同一の技術者を配置予定とし、2件以上の案件で落札候補者となった場合は、開札執行時刻が最も早い案件から順に、当該落札候補者の審査を行い、審査上問題がなければ、落札候補者の意向に関わらず、開札執行時刻が早い順の2件の案件について落札者になります。
29	契約締結時に届け出た技術者は、契約締結後に変更できますか。	当該技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむをえない場合を除き、変更することはできません。
30	総合評価落札方式の案件に入札書を送付しましたが、現在保留となっているため、その案件で記載している配置予定技術者を次の参加希望案件に記載しました。この場合、どのような扱いになりますか。	総合評価落札方式については、価格評価点のみではなく価格以外の評価点を合わせて落札者を決定するため、最低価格入札者をもって落札候補者とすることができません。 次の参加希望案件に記載した場合は、次の参加希望案件において無効な入札となりますのでご注意ください。
31	営業所における専任の技術者を配置予定技術者として入札書を送付することはできますか。	営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、営業所における専任の技術者を配置予定技術者として入札書を送付することはできません。
32	上記の「特例」とは、どのような制度ですか。	建設工事の予定価格が1億円（建築一式工事は2億円）未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等が情報通信技術の利用により工事現場等の適正な遂行に支障が生じるおそれがない場合に、監理技術者等の職務を兼ねることができます。 兼務できる件数は、1件までです。
33	専任の監理技術者等の場合も他工事を兼務することができる条件はありますか。	次の条件に該当する場合、監理技術者等の職務を2件まで兼ねることができます。 建設工事の予定価格が1億円（建築一式工事は2億円）未満であり、かつ、情報通信技術の利用により工事現場等の適正な遂行に支障が生じるおそれがない場合です。

34	今回発注された工事の現場は、先に当社が施工している工事の現場に隣接しています。このため、この隣接する工事の配置技術者が今回発注された工事の配置技術者を兼任することはできますか。	「先に施工している工事」と「今回発注された工事」が、密接な関係のある工事（「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事である場合」又は「施工にあたり相互に調整を要する工事である場合」）である場合は、同一の専任の主任技術者が「先に施工している工事」と「今回発注された工事」を兼任することができます。 なお、上記の取扱いが監理技術者には適用されませんので、注意してください。
現 場 代 理 人		
35	社長の委任があれば、他社からの出向職員等を現場代理人とすることは可能でしょうか。	現場代理人の職務は工事現場の運営、取締りを行うほか、一部の権限を除いて請負者の一切の権限の行使を認められており、重大な権限を持っています。この点を考慮して明石市の工事請負契約における現場代理人については、契約締結時において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係のある者に限定しています。 出向職員、派遣職員及び非常勤職員等は直接かつ恒常的な雇用関係にある者とは言えないため、これらの者を現場代理人とすることはできません。
36	現場代理人は建設業法上で特に制約がないので、常駐はしなくてよいのでしょうか。	明石市工事請負契約約款（明石市上下水道局工事請負契約約款）第10条第2項において、原則として、工事現場での常駐を義務付けています。 ただし、同条第3項において、発注者が認めた場合は、常駐を要しないこととすることがあります。
37	現場代理人は他の現場を兼務することは可能でしょうか。	設計金額が1件あたり 税込4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事で、発注者が「明石市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置等に関する要領」に記載の兼務を認める条件をすべて満たすと認めた場合は、2件まで兼務が可能となります。この場合「現場代理人兼務届」を財務室契約担当へ提出してください。 また、的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の専任を求める等の必要な措置を講じます。
38	現場代理人と配置技術者を兼務することは可能でしょうか。	同一の工事内において、現場代理人と配置技術者を兼務することは可能です。

工 事 費 内 訳 書		
39	入札書の金額と工事費内訳書のコレ額とが異なると無効になりますか	工事費内訳書は入札金額の根拠となりますので、金額が異なると無効な入札となります。工事費内訳書に不備があった場合も無効な入札となることがありますのでご注意ください。 また、値引きにより入札金額と一致させている場合は、無効な入札となります。
40	工事費内訳書の様式を独自に別ファイルで作成してもよろしいですか。	必ず入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」からダウンロードしたものを使用してください。
下 請 負 人		
41	市内業者への下請負契約率が設定された工事における下請負人とは、どのような者をいうのですか。	この場合における下請負人とは、次の事項を満たしている一次下請負人をいいます。 1 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しない者 2 公告日以後において、明石市入札参加者等指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者 3 下請業務に関し、法律上必要となる許可等を有している者
42	施工実績等を持たない者が、特定の技術力を持つ者と協力関係（誓約書の提出等により確認）にある場合に限り、入札への参加の申請が認められている入札において、ある入札参加者の協力会社（下請業者）となっている者が、自らも単独でその入札に参加することは可能でしょうか。	質問のケースにおいて、協力会社が自らも元請業者として入札に参加することはできません。これは通常の下請関係ではなく、協力して施工することを求めている案件であるので、協力関係にある者同士が、同一の入札に参加して競争を行うことは困難であると考えためです。 そのような場合には、両者とも無効となりますのでご注意ください。
施 工 実 績		
43	施工実績調書はどのようにして作成するのですか。	入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしたファイルの「施工実績調書」シートに、入札参加要件として求められている施工実績を満たす工事の詳細を記入してください。 また併せて、施工実績が確認できる契約書の写し、特記仕様書及びコリンズにおける工事カルテ（発注機関が発行する施工実績調書でも可）等を PDF 形式で添付してください。
44	入札参加要件で施工実績が求められている場合は、共同企業体（JV）による施工実績は認められますか。	原則として、共同企業体（JV）による施工実績は認めておらず、単体による施工実績のみを対象としています。 なお、例外的に共同企業体（JV）による施工実績を認める場合には、公告文の入札参加要件の中でその旨を明記します。

入 札 書		
45	入札書はいつ送付することができますか。	入札書受付期間の午前9時から午後5時まで送付することができます。 なお、最終日の午後5時前はインターネット回線が込み合ってログインできない場合がありますので、余裕を持って入札書を送付するようにしてください。
46	当社のパソコンの時計ではまだ入札書受付期間内であったのに、入札書を送付できませんでした。どうしてですか。	電子入札の時間の管理は全て電子入札システムサーバーが行っているため、入札書送付期間もそれによることとなります。 なお、入札書の送付にあたっては、余裕を持って行うようにしてください。
辞 退 ・ 撤 回		
47	入札書を送付した後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	一度入札書を送付すれば、落札者決定前であっても撤回や入札の辞退はできません。 また、落札者決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
開 札		
48	入札参加資格はないのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。 担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
49	立会人になることはできますか。	電子方式案件については立会人を置きません。 なお、開札を傍聴することはできます（50 参照）。
予 定 価 格 等 の 公 表		
50	予定価格、低入札基準価格の公表の方法を教えてください。	入札結果確定後に電子入札システムの入札情報サービスにより公表します。
再 度 入 札		
51	再度入札はどのような場合に実施するのですか。	1 回目の入札において有効な入札参加者（全入札が予定価格の制限の範囲を超える入札のみであった場合のみとする）が、再度入札に参加できます。 なお、再度入札を実施するときは、上記の者に電子入札システムにより再入札通知書を送付します。
52	再度入札は何回実施するのでしょうか。	原則として、1 回とします。
53	1 回目の入札の最低金額を超えた入札書を送付した場合は、どうなりますか。	無効な入札となりますので、入札する場合は、1 回目の入札の最低金額を下回る価格で入札書を送付してください。

最低制限価格制度	
54	明石市における最低制限価格制度とはどのような制度ですか。 本市の最低制限価格制度は、契約担当発注分の工事案件に対し、低入札基準価格を下回る入札が行われた場合において、下記の方法により最低制限価格（以下、失格値という）を設定する変動型最低制限価格制度です。 総価契約の失格値の設定方法 ①有効な入札参加者が４者以上の場合は、入札価格下位４者の平均値の９０％を失格値とします。（小数点以下の端数は切上げ） ただし、上記にて算出された失格値が予定価格の８５％を下回る場合は、予定価格の８５％を失格値とします。（小数点以下の端数は切上げ） ②有効な入札者が４者未満の場合は、予定価格の８５％を失格値とします。（小数点以下の端数は切上げ） なお、低入札基準価格（税抜）は予定価格（税抜）の７５％（小数点以下の端数は切上げ）から９２％（小数点以下の端数は切捨て）の間で案件ごとに設定します。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。 低入札基準価格（税抜）の設定方法 【範囲】 予定価格（税抜）の下限(上限)値 7.5/10～9.2/10 【計算式】 ・ 直接工事費×0.97 ・ 共通仮設費×0.90 ・ 現場管理費×0.90 ・ 一般管理費等×0.68 ※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った（上回った）場合には、下限（上限）値で設定。

55	単価契約の場合も上記と同様の制度でしょうか。	いいえ。低入札基準価格、最低制限価格の設定方法のどちらも総価契約とは異なります。 本市では、予算執行額が200万円を超える単価契約について、次の方法によります。 低入札基準価格（税抜）の設定方法 ①主工種（市が工事についての請負の契約を管理するときに用いている区分をいう。以下同じ。）が土木の場合 予定価格に10分の8を乗じて得た額（小数点以下の端数は切上げ） ②主工種が建築又は設備の場合 予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切上げ） 単価契約の失格値の設定方法 ①1件の発注案件について、有効な入札参加者が5者以上の場合に、入札金額の低い下位5者の入札金額の平均額を算出し、その平均額に85%を乗じ失格値を求めます。（小数点以下の端数は切上げ） ②5者未満の場合は失格値を定めません。								
低入札基準価格を下回る案件の手持ち件数の制限										
56	低入札案件の手持ち件数の制限とはどのような制度ですか。	低入札基準価格を下回る案件を多数抱えたままの倒産等が発生し、工事が中断してしまうリスクを軽減する観点から、以下のとおり低入札案件の手持ち件数の制限を行っています。対象案件は、予定価格が5,000万円以上の案件、または予算執行額が200万円を超える単価契約です。 <table><tr><th>技術者総数（人員数）</th><th>手持ち可能件数</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>1件以内</td></tr><tr><td>11人以上20人以下</td><td>2件以内</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>3件以内</td></tr></table> ※技術者総数とは、市内業者にあつては明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている技術者の総数を、市内業者以外にあつては経営事項審査における技術職員名簿に登載されている技術者の総数をいいます。 なお、手持ち制限を超えた場合は、失格となります。	技術者総数（人員数）	手持ち可能件数	10人以下	1件以内	11人以上20人以下	2件以内	21人以上	3件以内
技術者総数（人員数）	手持ち可能件数									
10人以下	1件以内									
11人以上20人以下	2件以内									
21人以上	3件以内									
57	低入札案件の手持ち制限において、上下水道局発注案件はどのようにカウントするのですか。	市発注案件と上下水道局発注案件を合わせてカウントし、上記の手持ち制限を適用します。								

58	低入札案件の手持ち制限において、複数工事の合併入札案件はどのようにカウントするのですか。	複数の工事を合併して1件の入札として執行したもののについては、低入札案件の手持ち制限においても1件としてカウントします。 なお、市発注工事と上下水道局発注工事の合併入札についても同様です。
59	技術者の総数についてですが、工種ごとの技術者総数により、工種ごとに手持ち件数を最大3件まで持つことができるのですか。	低入札案件の手持ち件数については、工種に関係なく各者最大3件以内となります。 また、技術者総数については、技術者の実人員数（一人の技術者が土木、建築と複数の資格を有する場合においても、技術者数としては一人として数えます。）により判断することとしています。これは、低入札案件の手持ち件数の制限を、会社の規模に応じて設定することとしたためです。
60	当社においては、11人の技術者がいますので、最大2件の低入札案件が手持ち可能となるのですが、同日開札の発注工事において、手持ち制限を超える3件の工事に結果的に低入札基準価格を下回る入札書となりました。 この場合、全件が無効となりますか。	低入札基準価格を下回る入札書を送付された3件すべてを有効な入札として審査の対象とします。 ただし、3件とも落札候補者となった場合は、開札執行時刻の早い案件の順に審査を行い、問題がなければ、落札候補者の意向に関わらず、開札執行時刻が早い順の2件の工事について落札者となります。
61	当社においては、22人の技術者がいますので、低入札案件の手持ち件数が最大3件となるのですが、3件の低入札案件の工事を持っている場合には、他の工事を落札することができないのですか。	低入札案件の手持ち件数の制限は、他の工事について低入札基準価格を下回らない価格で落札することまでを制限するものではありません。 このため、低入札基準価格を下回らない価格であれば、他の工事を落札することができます。
62	低入札案件の手持ち制限において、カウントの対象から外れるのはいつからですか。	工事検査済証が入札参加者に到達した日以後です。

63	低入札基準価格を設けた単価契約の入札において、当社は低入札基準価格未満で応札し落札しましたが、単価契約についても低入札案件の手持件数にカウントされるのですか。	低入札案件の手持件数の制限については、財務室契約担当から発注する低入札基準価格を設けた工事の入札が対象です。よって、低入札基準価格を設けた単価契約の入札においても手持件数の対象としております。 問題となるのは、落札者が低入札契約であって、その後、随意契約できる次順位以降の入札参加者が低入札基準価格以上の入札金額であった場合に、低入札案件の手持件数にカウントされるかどうかであります。が、単価契約の入札の場合は当初の入札金額で判断することとしております（考え方は下記のとおり）。 <設例> 落札者のほか2者（合計3者）と契約する低入札基準価格が100万円で設定されている単価契約の入札において、 <table data-bbox="884 835 1302 1003"> <tr> <td>1番札</td> <td>90万円</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2番札</td> <td>95万円</td> <td>随意契約</td> </tr> <tr> <td>3番札</td> <td>105万円</td> <td>随意契約</td> </tr> <tr> <td>4番札</td> <td>110万円</td> <td>随意契約</td> </tr> </table> となっており、落札金額の90万円で2番札及び3番札と随意契約した場合は、当初の入札金額が低入札基準価格を下回る1番札と2番札が低入札の手持件数が1件となり、3番札については低入札基準価格以上であるため、低入札案件の手持件数にはカウントしないこととなります。 このような取扱いを行う理由としては、1番札と2番札については低入札基準価格を下回る入札したのに対し、3番札については低入札基準価格以上の入札をしているためです。 以上のとおり、随意契約する場合は、当初の入札金額が低入札基準価格を下回るかどうかで判断することとなります。	1番札	90万円	落札	2番札	95万円	随意契約	3番札	105万円	随意契約	4番札	110万円	随意契約
1番札	90万円	落札												
2番札	95万円	随意契約												
3番札	105万円	随意契約												
4番札	110万円	随意契約												
工 事 品 質 評 価 型 入 札 制 度														
64	品質評価合計点とは、どのような点数ですか。	品質評価合計点とは、明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録された有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値と工事品質評価型入札制度の評価項目の合計点数である品質評価点を合計した点数のことです。 なお、品質評価合計点は現在のところ市内業者を対象としていますので、その他の業者については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値による入札となります。詳しくは、明石市役所のホ												

		ホームページ入札コーナー内の「入札制度案内—工事品質評価型入札制度」をご覧ください。
65	当社の品質評価点は何点ですか。	電子入札システムの業者情報管理システムにより確認してください。毎年7月1日に更新し、7月1日から翌年の6月30日までに公告した土木一式工事、建築一式工事で適用されます。
契 約 か ら の 暴 力 団 等 排 除		
66	契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。	契約の締結はできません。 なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。
67	下請契約を締結する場合に「暴力団等排除に関する特約」に準じた規定を契約書に定めるとありますが、準じた規定とはどのような意味でしょうか。	準じた規定とは明石市が規定する「暴力団排除に関する特約」の内容を全て満たしている規定という意味です。 特約につきましては、ホームページに掲載している特約の様式を活用し、契約書に含ませて下請契約を締結してください。
68	下請契約による暴力団排除に関する「誓約書」はいつの時点で、どこに提出すればよいでしょうか。	下請契約の締結を行う際に下請業者から徴取してください。 その後、下請業者から徴取した暴力団排除に関する「誓約書」を工事の完了届の提出時までには工事主管課に提出してください。
そ の 他		
69	パソコンが故障してしまい、入札書を送付することができません。どうすればよいでしょうか。	例外的に紙入札により参加できる場合がありますので、事前に財務室契約担当に連絡の上で紙入札参加承諾願を提出してください。
70	最低価格入札者が複数存在する場合はどうなりますか。	電子くじにより、落札者を決定します。

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和7年4月1日現在